

## 強化指定選手支援費交付要項

### 1 目的

優れた競技力を有し、オリンピックやパラリンピック、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される選手に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用を支援することで、選手の更なる競技力向上を図る。

### 2 補助対象

優れた競技力を有しオリンピックやパラリンピック、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される選手で、大会派遣や練習環境等を考慮し支援を必要とする者。

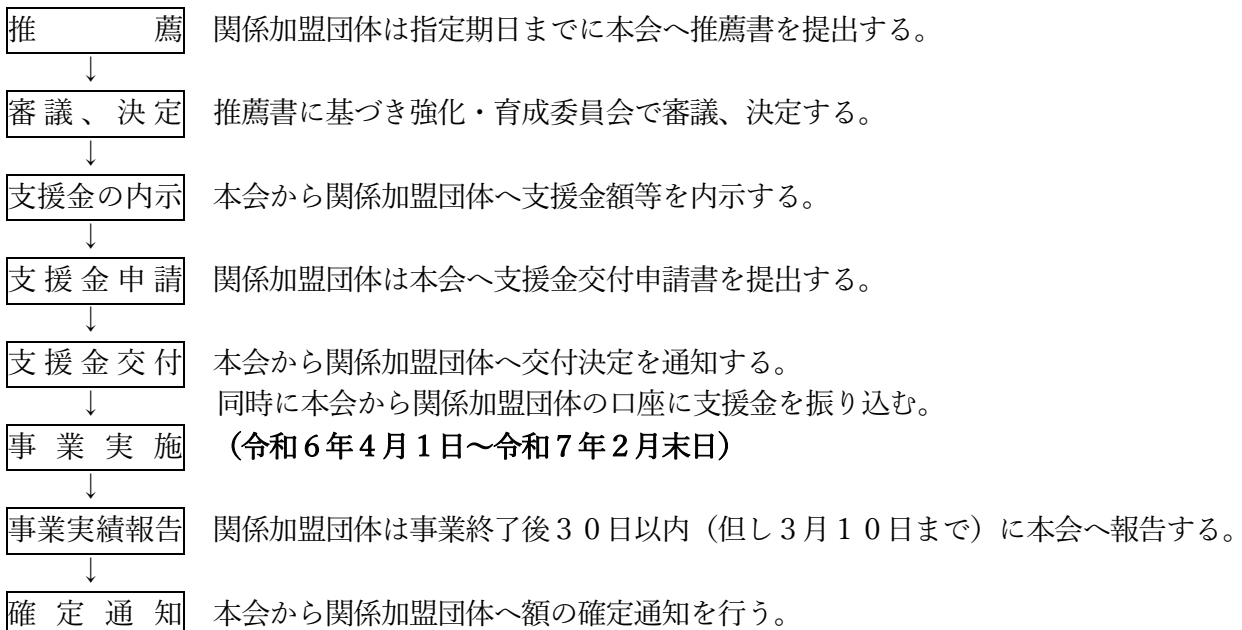
### 3 支援対象経費（領収書の宛名は個人名とする。）

- (1) 支援対象経費は、国際規模の大会や全国大会等（以下「大会等」という。）、また強化合宿、遠征に参加するための交通費及び宿泊費、使用料賃借料、報償費、需用費、役務費等とする。
- (2) 県内外一泊9,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、支援対象外とする。
- (3) 交通費及び宿泊費については、帯同コーチ等も補助対象とする。
- (4) 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の支援金は交付しない。
- (5) 年間の活動計画及び実績等を考慮して、年度間1回、別に定める基準により補助する。

### 4 補助対象者の決定

関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定する。

### 5 事務手続き



6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

平成29年11月7日一部改正

令和3年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正